

常呂川水系河川整備計画を変更しました

～近年の洪水や気候変動の影響、流域治水の観点を踏まえた治水対策を推進～

北海道開発局では、令和3年12月10日付けで「常呂川水系河川整備計画」を変更しましたので、お知らせいたします。

北海道開発局では、平成28年8月の北海道大雨激甚災害の発生、また、全国で頻発する洪水を受けた法改正や答申等を踏まえ、「常呂川水系河川整備計画」の変更に向けて、河川法第16条の2の規定に基づき手続きを進めておりました。

今般、常呂川河川整備計画検討会、関係住民及び北海道知事等のご意見を踏まえ、令和3年12月10日付けで「常呂川水系河川整備計画」を変更しましたので、お知らせします。

計画の主な変更点は、以下のとおり。

- ①平成28年8月洪水に対応した河川整備
- ②気候変動の影響による降雨量の増大を考慮した河川整備
- ③流域治水の観点を踏まえた治水対策の見直し

詳細については、以下の網走開発建設部のホームページにて公開しております。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr0000000ha8.html>

【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 建設部

河川計画課 河川計画管理官 松原 寛 （電話番号 011-709-2311）（内線5288）

河川計画課 流域計画官 佐々木 博文（電話番号 011-709-2110）（内線5297）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

治水課 課長 萬谷 俊哉（電話番号 0152-44-6445）（直通）

治水課 流域計画官 村田 陽子（電話番号 0152-44-6452）（直通）

網走開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>

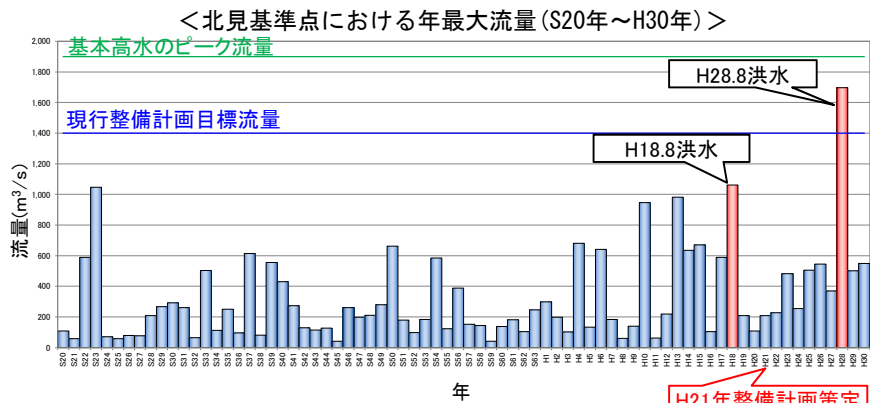


国土交通省
北海道開発局

① 平成28年8月洪水の発生

・平成21年策定の現行整備計画の目標流量を上回る洪水が平成28年8月に発生し、流域全体で甚大な被害が発生しました。

＜平成28年8月洪水被害状況＞



③ 流域治水への転換を踏まえた治水対策

～ハード対策のみならず、ソフト対策や流域
対策など、あらゆる関係者により流域全体で行
う治水「流域治水」へ転換～

・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図ります。

流域治水の3つの柱

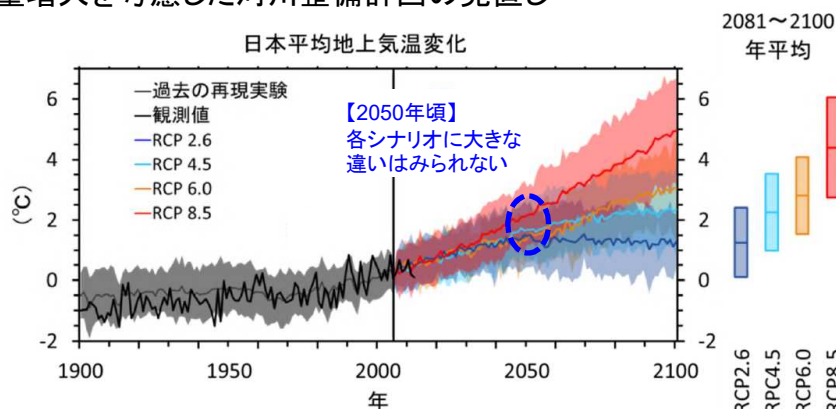
- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

～将来の気候変動に伴う降雨量増大を考慮した河川整備計画の見直し～

・気候変動の影響により、2050年頃には各シナリオとも気温が2℃程度上昇することが予測されています。

・また、今世紀末には最も高い温室効果ガス濃度のシナリオ(RCP8.5)で4℃上昇が予測されています。

- ・北海道では2℃上昇時に降雨量が1.15倍になることが試算されています。



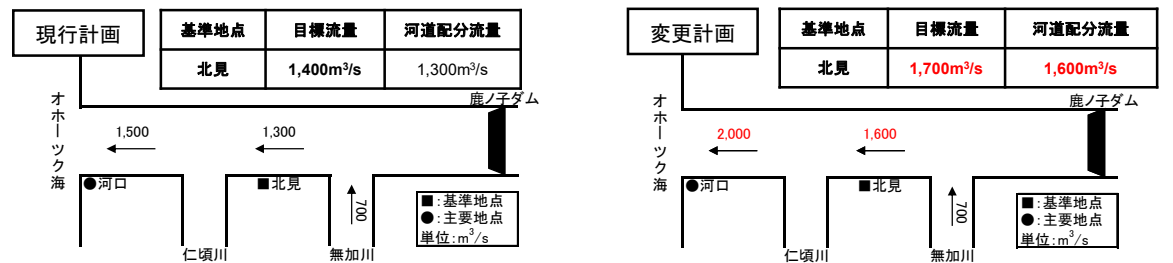
流域治水施設イメージ図

常呂川水系河川整備計画〔変更〕概要（主な変更点）

河川整備計画の目標流量

- ・ 現行整備計画を上回り新たに戦後最大規模となった平成28年8月洪水において浸水被害を防止することを目標とし、北見基準点における目標流量を1,400m³/s→1,700m³/sに、河道への配分流量は鹿ノ子ダムによる洪水調節を勘案し1,300m³/s→1,600m³/sに変更して、気候変動後（2℃上昇時）の状況※においても治水安全度を概ね確保できるよう整備を行っていきます。

※気候予測アンサンブルデータを用いて流量を算出。



洪水を安全に流下させる対策(変更)

河川整備計画(変更)整備箇所

河川名	左右岸	実施区間
常呂川	左岸	KP37.2～KP37.4

河道の掘削(河道断面の確保対策)に係る施工場所等

河川名	施工の場所
常呂川	KP 1.8～KP29.4
	KP38.2～KP39.4
	KP50.4～KP58.0
	KP74.6～KP86.0
無加川	KP 0.6～KP 1.2

河川整備計画(変更)整備箇所

事業期間	令和4年～令和33年
事業内容	河道掘削、堤防整備 等

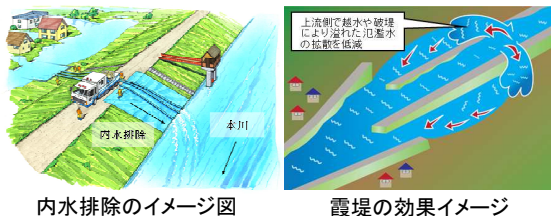


凡例	
堤防	完成区間
堤防	整備区間
被害軽減対策区間	
河道掘削区間	
国道2条7号区間	
市街地区間	

注1)実施にあたっては、今後の測量結果等により、新たに工事が必要となる場合、内容が変更となる場合がある。
 注2)被害軽減対策区間:土地利用状況や地域の状況等を踏まえて、その実情に応じた方法により被害の軽減を図る区間。
 注3)2条7号区間については、計画的に整備・移管をおこなうため北海道管理区間との整合性を確保し、必要な整備を行う。

危機管理体制の構築・強化

- ・ 計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力を上回る洪水対策として、内水排除の整備や、氾濫水の市街地への拡散を低減する霞堤の機能保全等を行っていきます。
- ・ また、水害リスクを考慮した地域づくりをあらゆる関係者と連携して推進していきます。



- ・ 洪水の発生のおそれや地震・津波の発生に対して関係機関と迅速な情報収集・伝達ができる体制の整備を行い、必要な対策や、被害が発生した場合には迅速に機能回復を図ります。



カーボンニュートラルに向けた取り組み

- ・ 河道内樹木の管理を行い、伐採木はチップ化するなど、気候変動の緩和策にも資する方策の推進に努めます。

